

令和2年10月30日招集

第7回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和２年度 第７回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和２年１０月３０日(金) 午後１時３０分から午後３時１０分まで

2. 開催場所 佐渡市役所 本庁 ３階 大会議室

3. 出席委員：（２３名）

1. 酒井 敏行	2. 古城 富久	3. 渡邊 秀一	4. 坂本 孝明
5. 西尾 啓	6. 渡邊 実	7. 佐藤 洋子	8. 半田 充
9. 渡部 明弘	10. 内田 正一	11. 外内 豊明	12. 佐々木 隆正
13. 柴原 壽美雄	14. 佐藤 洋子	15. 矢渡 健一	16. 佐々木 尚治
17. 中川 治	18. 本間 隆	19. 池 克博	20. 古屋野 勝
22. 濱田 嘉夫	23. 金田 勝廣	24. 山本 利雄	

4. 欠席委員：（１名） 21. 土屋 七司

5. 傍聴者：（なし）

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議件

1) 農地部会所掌案件

- ・ 農地法の適用を受けない事実確認願について
- ・ 農地法第３条の規定による許可申請について
- ・ 農地法第３条第２項第５号の規定による農地取得「下限面積」の認定について
- ・ 農地法第５条の規定による許可申請について
- ・ 農用地利用集積計画について（農林公社）
- ・ 農業経営基盤強化法第１８条の規定による農用地利用集積計画について
- ・ 農業経営基盤強化法第１８条の規定による農用地利用集積計画の変更について
- ・ 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

協議・報告事項

- ・ 農地の転用事実に関する照会について
- ・ 農地法施行規則第２９条第１号の規定による届出について
- ・ 農地改良届の受理について
- ・ 農地法第１８条の規定による通知について
- ・ 認定農業者について

(3) その他・連絡事項

- ・ 農政振興部会の報告について
- ・ 各選任委員より連絡事項について
- ・ 会務報告・予定について
- ・ 令和２年度秋期農地パトロールについて
- ・ 令和２年度新潟県農業委員会大会について
- ・ その他

7. 農業委員会事務局出席職員

局 長 北嶋 富夫 次 長 歌 重一 係 長 野 螻 雅博 係 長 伊藤 雅之
主 任 山本 豊

8. 会議の概要

局 長	定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第7回定例総会を開催します。 はじめに、山本会長よりご挨拶を申し上げます。
山本 会長	(会長あいさつ)
局長	ありがとうございました。欠席の通告がありますので報告いたします。21番土屋委員、以上1名です。佐渡市農業委員会会議規則第6条の規定により定足数を満たしており、本総会は成立していることをご報告いたします。会議の議長は佐渡市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、山本会長からお願いします。
議 長	ただいまから令和2年度 第7回佐渡市農業委員会定例総会を開催します。日程第3、議事録署名委員の選任についてお諮りいたします。議事録署名委員については議長一任で異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議ありませんので、議事録署名委員に8番半田委員、9番渡部委員を指名いたします。日程第4、議事に入ります。農地部会所掌案件の審議をおこないます。10月20日開催された農地部会審議について、佐々木農地部会長から概要報告をお願いいたします。
佐々木 部会長	10月分の農地部会を20日に開催し、部会案件を予備審査いたしました。その結果、事務局より提出された全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。また現地確認については各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員に調査依頼いたしました。以上です。
議 長	ありがとうございました。最初に農地法の適用を受けない事実確認願についてを議題とします。事務局から一括して説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	議案番号1号から順に各担当委員の審査報告を求めます。
1 酒井 敏行	議案番号1、2について、9月28日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
3 渡邊 秀一	議案番号3について、9月28日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。

2 4 山本 利雄	議案番号 4、5 について、1 月 28 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくお願いします。
2 3 金田 勝廣	議案番号 6、7、8、9 について、9 月 25 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくお願いします。
5 西尾 啓	議案番号 10 について、9 月 24 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくお願いします。
1 1 外内 豊明	議案番号 11 について、6 月 22 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくお願いします。
1 2 佐々木隆正	議案番号 12、13、14、15 について、9 月 25 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいまの事務局の説明及び各担当委員の審査報告について、ご意見、ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
議 長	ありませんので承認とし、証明書を発行することといたします。次に農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から一括して説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	議案番号 1 号より順に、各担当委員の審査報告を求めます。
2 3 金田 勝廣	議案番号 1 について、9 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準をみたしています。
5 西尾 啓	議案番号 2 について、10 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準をみたしています。
1 1 外内 豊明	議案番号 3 について、6 月 22 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準をみたしています。
1 2 佐々木隆正	議案番号 4 について、9 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可

	基準をみたしています。
議 長	ただいまの事務局の説明及び各担当委員の審査報告について、ご意見、ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
議 長	ありませんので許可と決定し、許可証を発行することといたします。次に農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願書についてを議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	次に、担当委員の審査報告を求めます。
5 西尾 啓	10 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていましたのでご審議をお願いします。
議 長	ただいまの事務局の説明及び担当委員の審査報告について、ご意見、ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
議 長	ありませんので許可と決定いたします。次に農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の認定についてを議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	次に担当委員の審査報告を求めます。
5 西尾 啓	10 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていましたのでご審議をお願いします。
議 長	ただいまの事務局の説明及び担当委員の審査報告について、ご意見、ご質問はありますか。 (意見、質問なし)
議 長	ありませんので認定することといたします。次に農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	それでは担当委員の審査報告を求めます。

1 1 外内 豊明	議案番号 1 について、10 月 27 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていただきましたのでご審議をお願いします。
議 長	ただいまの事務局の説明及び各担当委員の審査報告についてご意見、ご質問はありませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	ありませんので承認といたします。次に農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	それでは各担当委員の審査報告を求めます。
2 3 金田 勝廣	議案番号 1 について、10 月 28 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていただきましたのでご審議をお願いします。
8 半田 充	議案番号 2 について、10 月 27 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていただきましたのでご審議をお願いします。
1 1 外内 豊明	議案番号 3 について、10 月 27 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていただきましたのでご審議をお願いします。
1 2 佐々木隆正	議案番号 4、5 について、10 月 23 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていただきましたのでご審議をお願いします。
1 3 柴原壽美雄	議案番号 6 について、10 月 23 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていただきましたのでご審議をお願いします。
議 長	ただいまの事務局の説明及び各担当委員の審査報告についてご意見、ご質問はありませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	ありませんので承認といたします。次に農地利用集積計画についてを議題といたします。事務局から一括して説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	次に、各担当委員の審査報告を求めます。
2 古城 富久	議案番号 1、2、3 について、10 月 29 日に農業委員と事務局とで現地を確認しました。申請地は適正に管理されており基準も満たしておりますので問題ありませ

6 渡邊 実	ん。 議案番号 4、5、6、7、8 について、10 月 26 日に農業委員と事務局とで現地を確認しました。申請地は適正に管理されており基準も満たしておりますので問題ありません。
1 2 佐々木隆正	議案番号 9 について、10 月 23 日に農業委員と事務局とで現地を確認しました。申請地は適正に管理されており基準も満たしておりますので問題ありません。
議 長	議案番号第 10 -11 号については前回報告済みのため省略いたします。ただいまの事務局の説明及び各担当委員の審査報告について、ご意見、ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
議 長	ありませんので原案のとおり決定といたします。次に別冊の①経営基盤法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局から一括して説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	まず、相対による議案第 1 号から 5 号について審議をいたします。ここで関係委員の退席を求めます。 (委員 退席)
議 長	相対による議案第 1 号から 5 号について、ご意見ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
議 長	ありませんので、原案のとおり決定といたします。 (委員 着席)
議 長	次に、相対による議案第 6 号から 75 号について審議をいたします。相対による議案第 6 号から 75 号について、ご意見ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
議 長	ありませんので、原案のとおり決定といたします。次に、中間管理事業による議案第 76 号から 109 号までについて審議をいたします。中間管理事業による議案第 76 号から 109 号までについて、ご意見ご質問はありませんか。 (質問、意見なし)

議 長	ありませんので、原案のとおり決定いたします。次に農地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	（事務局 説明）
議 長	まず農地利用配分計画（案）に対する意見について【市農業政策課】について審議をいたします。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
	（意見、質問なし）
議 長	ありませんので承認とし、意見書を市長に提出いたします。次に、農地利用配分計画（案）に対する意見について【J A佐渡】について審議をいたします。ここで関係委員の退席を求めます。
	（委員 退席）
議 長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
	（意見、質問なし）
議 長	ありませんので承認とし、意見書を市長に提出いたします。
	（委員 着席）
議 長	次に、農地利用配分計画（案）に対する意見について【羽茂公社】について審議をいたします。ここで関係委員の退席を求めます。
	（委員 退席）
議 長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
	（意見、質問なし）
議 長	ありませんので承認とし、意見書を市長に提出いたします。
	（委員 着席）
議 長	次に、農地利用配分計画（案）に対する意見について【移転】について審議をいたします。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
	（意見、質問なし）
議 長	ありませんので承認とし、意見書を市長に提出いたします。続きまして協議・報告事項に移ります。農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定による届出についてを議

	題とします。事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議 長	ありませんので受理することといたします。次に農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議 長	ありませんので受理することといたします。次に「認定農業者について」を事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議 長	ありませんので受理することといたします。以上を持ちまして農地部会所掌案件の審議は終了いたしました。日程第 5「その他・連絡事項」に移ります。
議 長	(1) 農政振興部会の報告について (2) 各選任委員より連絡事項について (3) 会務報告・予定について (4) 令和 2 年度秋期農地パトロールについて (5) 令和 2 年度新潟県農業委員会大会について (6) その他 以上を持ちまして本日の日程は全て終了いたしました。ご協力、大変ありがとうございました。閉会のあいさつを金田会長職務代理者をお願いいたします。
金田会長職務代理者	(閉会のあいさつ)

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 2 4 番 山本 利雄

署名委員 8 番 半田 充

署名委員 9 番 渡部 明弘